

教育事務所別	月	日	曜	学校名	訪問者
会津	7	2	水	永井野小	久保
	7	3	木	若松二中	柳沼
	10	2	木	城北小	丹野
	10	6	月	喜多方一中	久保
南会津	6	3	火	檜原小	丹野
	10	7	火	朝日中	柳沼
相双	5	7	水	浪江小	丹野
	6	13	金	原町一小	丹野
	10	3	金	富岡二小	佐藤(守)
	11	14	金	中村一中	丹野
いわき	6	4	水	小名浜一小	佐藤(守)
	6	17	火	平三小	柳沼
	6	30	月	平二中	丹野
	11	19	水	内郷一中	林

9 心身障害児就学指導

(1) 養護教育推進地区

- ① 指定地区 南会津地区7町村
- ② 研究内容
 - ・各町村における就学指導体制の確立、特に心身障害児就学指導審議会の運営の共同化
 - ・教育相談の実施と就学指導
 - ・地域社会の啓発活動

(2) 市町村就学指導審議会運営指導

- ① 目的
県下全市町村に設置された「市町村就学指導審議会」の効果的運営について指導し、適正な就学指導の機能が果たせるようにする。
- ② 対象
30市町村審議会（共同設置を含む。）
- ③ 訪問指導者
養護教育課 振興係 1名
" 指導班 1名
教育事務所 指導主事 1名

(3) 福島県心身障害児就学指導会議

- ① 目的
心身になんらかの障害を有する児童生徒及び幼児の適正な判断並びに就学の指導について、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うため、県内4方に福島県心身障害児就学指導会議を設置する。
- ② 名称、所管区域及び庶務担当教育事務所

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県北心身障害児就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡	県北教育事務所

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県南心身障害児就学指導会議	郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡	県中教育事務所
福島県会津心身障害児就学指導会議	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	会津教育事務所
福島県浜通り心身障害児就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	相双教育事務所

③ 職務

- イ 市町村教育委員会から委託を受けた心身障害児の適正な判断と就学指導に関すること。
- ロ 心身障害児の適正な判断、就学指導に関する資料の収集及び配布に関すること。
- ハ 心身障害児の適正な判断、就学指導に必要な市町村教育委員会との連絡及び調整に関すること。
- ニ その他、設置の目的を達成するために必要なこと。

④ 組織

就学指導会議は、15人以内の委員をもって組織する。

⑤ 委員

- 福島県教育委員会が任命又は委嘱する。
- 専門医、心理学者、教育学者、
 - 児童相談所、福祉事務所の専門職員
 - 盲・聾・養護学校、小中学校の職員等

⑥ 心身障害児の適正な判断、就学指導等の委託申し込み期間

- イ 6月1日から6月30日まで
- ロ 9月1日から9月30日まで
- ハ 12月1日から12月24日まで

⑦ 設置年月日

昭和48年4月1日

⑧ 巡回教育相談・講演会

- イ 事業内容
県心身障害児就学指導会議委員による教育相談並びに地域住民、保護者、教員等を対象として、講演会・映画会等を行い養護教育に対する啓蒙を図る。
- ロ 実施地区
県内7教育事務所 計7ヵ所
県北＝二本松市 県中＝須賀川市 県南＝白河市
会津＝会津若松市 南会津＝南郷村 相双＝浪江町
いわき＝いわき市

(4) 養護教育相談室の利用状況

心身障害児等の教育相談にあたるため、下記の3地区に養護教育相談室を置き、相談員には各種障害児の教育相談、生活指導等に応じられるよう、それぞれ5名の経験豊かな教員を委嘱した。

① 養護教育相談室の設置場所

- ・〒963-02 郡山市大槻町西の宮西32
県立聾学校内 電話0249512081
- ・〒965 会津若松市一箕町鶴賀字下柳原88-1